

滋賀県健康福祉サービス第三者評価 モデル契約書

(以下「事業者」という。)と (以下「評価機関」という。)は、事業者に対して評価機関が行う健康福祉サービス第三者評価について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 事業者のサービスの質の向上に資するとともに、評価結果を公表することにより、利用者の最も適した福祉サービスの選択に資することを目的として、評価機関は、健康福祉サービス第三者評価を実施します。

(契約期間)

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

(健康福祉サービス第三者評価)

第3条 本契約において「健康福祉サービス第三者評価(以下「評価」という。)」とは、評価機関が事業者に評価調査者を派遣し、事業者が提供する福祉サービスについて、滋賀県が定める評価手法および共通評価項目をすべて取り込んで実施し、評価を実施した評価調査者および評価結果等を滋賀県に報告する、福祉サービスの評価をいいます。

2 評価機関が事業者に対して実施する評価の内容、手法等の事項は、契約書別紙に定めるとおりとします。

(評価調査者)

第4条 本契約において「評価調査者」とは、滋賀県の実施する評価調査者養成研修または継続研修を修了し、滋賀県の評価調査者名簿に記載されている者をいいます。

第2章 契約

(契約金額)

第5条 事業者は評価機関に対して、評価費用として , 円を支払うものとします。

(業務の完了)

第6条 評価機関が第8条第8項の定めに従って報告書を作成し、同条第9項により事業者に報告書の提出と説明を行った時は、事業者の公表への同意、不同意にかかわらず、第9条に定める当該評価結果等についての滋賀県への報告をもって業務が完了したものとみなします。

(契約金額の支払い)

第7条 事業者は、前条により業務が完了し、評価機関からの請求を受けた後、 日以内に評価機関が指定する方法で契約金額を支払うものとします。

2 支払期日において、本条第1項に定める契約金額の支払いがなされなかった場合には、評価機関は事業者に対して、支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて年率 %の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。

支払時期等については一例です。両者協議の上定めてください。

第3章 評価機関の義務

(評価機関および評価調査者の義務)

第8条 評価機関および評価調査者は、評価の実施にあたって、サービス利用者およびその家族(以下、「利用者等」という。)の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとします。

2 評価の実施は、契約書別紙に掲げる2人以上の評価調査者が契約時から契約終了時まで一貫して行うものとします。

3 前項に規定する2人以上の評価調査者は、組織運営管理業務の経験者等と、福祉サービス等の有資格者等の評価調査者を組み合わせて構成するものとします。

4 評価は利用者調査および訪問調査の両方を実施するものとします。

利用者の状況によって不可能な場合、または利用者に加えて家族等の調査を行う場合は、適時条文を修正するものとします。

5 訪問調査は、契約書別紙に掲げる評価調査者のうち組織運営管理業務の経験者等と、福祉サービス等の有資格者等の評価調査者の各1名以上で、事業所を訪問し実施するものとします。

6 評価機関は、利用者本人への調査の実施など利用者の状態に配慮する必要がある事項について、事業者と十分協議の上、実施方法、時期等を定め、契約書別紙に明記するものとします。

7 評価結果は、評価を実施した評価調査者全員の合議により決定するものとします。

(第三者評価委員会を設置する場合、以下のとおり)

7 評価結果は、「滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第3号」の規定により設置した第三者評価委員会が、評価調査者からの報告を受け、決定するものとします。

- 8 評価機関は、本契約書および契約書別紙に定める方法に従って評価を実施し、評価結果および結果分析により把握した課題について報告書を作成するものとします。その際、滋賀県が定める結果報告書様式の内容は、必ず当該報告書に含むものとします。
- 9 評価機関は、評価終了後すみやかに、事業者に対し前項の報告書を提出するとともに、その内容について説明するものとします。
- 10 評価調査者は、評価の実施にあたっては、評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を絶えず所持し、事業者から提示を求められた時はそれを提示するものとします。

(滋賀県への報告及び情報の公表)

第9条 評価機関は、評価を実施した評価調査者および評価結果等を滋賀県へ報告するものとします。また、利用者等による福祉サービスの選択に役立てるため、滋賀県が定める規定によりその報告内容を公表することを承諾するものとします。

ただし、事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を付して滋賀県に報告するとともに、その旨を滋賀県が公表することを承諾するものとします。

(評価調査者の禁止行為)

第10条 評価調査者は、評価の実施に当たって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- (2) 事業者または利用者等の人権を侵害すること
- (3) 法令に違反する行為
- (4) 事業者または利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為
- (5) その他社会通念上不正な行為

(守秘義務)

第11条 評価機関が収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、評価機関は評価以外の目的には決して使用しません。

- 2 評価機関は、評価を実施する上で知り得た事業者および利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 3 前項に拘わらず評価機関は、緊急を要する事項（明らかな法令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、監督行政機関等に事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供できるものとします。
- 4 評価機関は、利用者調査の実施において得られた調査結果を評価結果に反映する場合には、記入者が特定されないよう加工するものとします。また、回答の記入された個別の調査票については、評価機関以外の者に漏洩しないよう廃棄する等の処理を行なうものとします。
- 5 評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、事業者への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととします。
- 6 評価機関は、事業者が業務上作成している内部資料等については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととします。ただし、事業者の同意がある場合にはこの限りではありません。その場合、評価機関は事業者から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ本件業務以外の用途に使用しません。
- 7 評価機関は、本契約に基づき作成した評価結果及び報告書を、善良なる管理者の注意をもって年間管理、保管した後、廃棄処分するものとします。保管期間中は、本件業務以外の用途に使用しません。

第4章 事業者の義務

（評価の実施に関する事項）

- 第12条 事業者は、自らのサービス提供に支障のない限り評価の実施に協力し、評価機関の求めに応じて、評価に必要な、事業者に関する情報および利用者等の同意を得た上での利用者等に関する情報を提供するものとします。
- 2 事業者は、利用者本人への調査の実施など利用者の状態に配慮する必要がある事項について、評価機関へ必要な注意事項等の情報を提供し、十分協議の上、実施方法、時期等を定めるものとします。

（滋賀県への報告および情報の公表の承諾）

- 第13条 事業者は、評価機関が評価を実施した評価調査者および評価結果等を滋賀県に報告することを承諾するものとします。
- 2 事業者は、利用者等による福祉サービスの選択に役立てるため、滋賀県が前項の報告内容を滋賀県が定める規定により公表することを承諾するものとします。
ただし、事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、評価機関はその理由を付して滋賀県に報告するものとし、その旨を滋賀県が公表することを、事業者は承諾するものとします。

第5章 契約の変更および解除

(契約内容の変更)

第14条 評価機関および事業者は、相手方と協議の上で、評価契約内容についての変更または履行の一時中止をできるものとします。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、双方の協議の上で定めるものとします。

(契約の解除)

第15条 評価機関および事業者は、相手方と協議の上で、評価契約を解除することができるものとします。

2 前項の場合に、既に実施した評価の費用の支払いについては、両者協議の上で決定するものとします。

(事業者からの契約の解除)

第16条 事業者は、評価機関が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

(1) 評価機関が正当な理由なく本契約に定める評価を実施せず、事業者の請求にもかかわらずこれを実施しようとしめない場合

(2) 評価機関が第11条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 評価機関が、事業者もしくは利用者等の生命・身体・財産等を傷付け、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 評価を実施している間に、評価機関が認証を取り消された場合

(評価機関からの契約の解除)

第17条 評価機関は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

(1) 事業者が、評価機関および評価調査者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者が評価対象の福祉サービスの提供をやめた場合

2 前項の場合に、事業者は、既に実施した評価の費用を評価機関に支払うものとします。

第6章 損害賠償

(評価機関の損害賠償責任)

第18条 評価機関が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、事業者が損害を被った場合には、評価機関は事業者が被った損害を賠償するものとします。

(事業者の損害賠償責任)

第19条 事業者が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、評価機関が被害を被った場合には、事業者は評価機関が被った損害を賠償するものとします。

第7章 その他

(苦情対応)

第20条 評価機関は、事業者と利用者等からの評価に関する苦情に対して、苦情を受け付ける窓口及び担当者を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第21条 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、事業者と評価機関は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者および評価機関が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

評価機関 住所

評価機関認証番号

評価機関名

代表者氏名

印

事業者 住所

事業者名

代表者氏名

印

別紙

1 評価の実施方法

- (1) 事前説明の方法および内容等
 - 第三者評価の趣旨説明
 - 利用者や家族、職員への周知方法
 - 評価の具体的方法
 - 評価項目の決定
 - ．．．
- (2) 利用者調査の対象者および方法等
 - 利用者調査対象者の抽出
 - 利用者ヒアリングの具体的実施方法
 - ．．．
- (3) 訪問調査の方法等
 - ．．．
- (4) 結果報告の方法等
 - ．．．
- (5) 評価実施のスケジュール
 - ．．．

2 担当評価調査者

記載例

今回の評価は、 名の評価調査者が評価を実施します。評価調査者の詳細は以下のとおりです。

評価調査者詳細記載内容

評価調査者 1

氏名、評価調査者番号
主な担当分野
資格・主な経歴・評価経験等

評価調査者 2

．．．

3 担当者及び連絡先

(1) 事業所の担当者氏名および連絡先

(2) 評価機関の責任者氏名および連絡先

・

・ [評価に関する意見や苦情等の申立窓口および責任者]